

社会福祉法人武蔵野会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人武蔵野会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県流山市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第10条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(監事の職務)

第12条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第13条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第14条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第15条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第16条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第17条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第19条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 慶櫻南台保育園

埼玉県川越市南台2丁目12番地11 鉄骨造陸屋根2階建

(1階 244.00 平方メートル 2階 254.40 平方メートル)

(2) 慶櫻おおたかの森保育園

流山市おおたかの森南一丁目23番地11、23番地10、23番地12

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(852.08 平方メートル)

(3) 慶櫻ふじみ保育園

富士見市ふじみ野東2丁目2番地4、2番地5 木造スレートぶき2階建

(1階 360.88 平方メートル 2階 351.00 平方メートル)

(4) 慶櫻ハナミズキ保育園

流山市おおたかの森南一丁目20番地8、20番地7

木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

(1階 426.00 平方メートル 2階 322.50 平方メートル)

(5) 慶櫻市野谷保育園

流山市市野谷字三嶋562番地、562番地先、557番地6(換地 流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業28-1街区2画地)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建

(1階 393.37 平方メートル 2階 323.90 平方メートル)

(6) 慶櫻ゆりのき保育園

流山市おおたかの森北二丁目27番地3

木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

(1階 351.32 平方メートル 2階 292.73 平方メートル)

(7) 特別養護老人ホーム慶櫻美原の森

流山市美原三丁目

46 番地 2 (畑 : 1634 m²)、45 番地 10 (雑種地 : 749 m²)、43 番地 11 (畑 : 157 m²)、
45 番 (畑 : 1880 m²)、46 番 2 (畑 : 1884 m²)、47 番 2 (畑 : 312 m²)、
48 番 3 (雑種地 : 637 m²)

鉄骨造陸屋根 3 階建

(1 階 1819.50 平方メートル 2 階 1441.17 平方メートル 3 階 828.46 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 2 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 2 3 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 2 4 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認（理事総数（現在数）の三分の二以上の同意）を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする

(事業報告及び決算)

第 2 5 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人武蔵野会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	金井	直明
理事	小嶋	心一
理事	渡邊	繁
理事	湯浅	博之
理事	多田	郁子
理事	谷口	玲奈
理事	片桐	詩子
監事	岩佐	恵司
監事	伊地知	伸久

この定款は、平成25年11月11日より施行する。

この定款は、平成28年2月12日より改訂施行する。

この定款は、平成28年4月1日より改定施行する。

この定款は、平成29年4月1日より改定施行する。

この定款は、平成30年6月22日より改定施行する。

この定款は、令和1年6月17日より改定施行する。

この定款は、令和2年3月18日より改定施行する。

この定款は、令和6年4月2日より改定施行する。

この定款は、令和8年6月1日より改定施行する。